



令和6年6月18日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

一般乗用旅客自動車運送事業の事業停止 及び輸送施設の使用停止処分について

標記につきまして、丸一タクシー合同会社に対し、道路運送法に基づく一般乗用旅客自動車運送事業の監査を実施した結果、下記のとおり、令和6年6月10日付で、一般乗用旅客自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止の行政処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

- ・事業者名 丸一タクシー合同会社
- ・主たる事務所の位置 沖縄県石垣市字登野城2-36

2. 処分内容

- ・一般乗用旅客自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止
当該事業者の一般乗用旅客自動車運送事業について30日の事業停止及び
60日車（3両×20日）の車両停止。

3. 違反行為の概要

令和6年4月19日に当該事業者に対し監査を実施したところ、運行管理者の選任義務違反（道路運送法第23条第1項）、他3件の道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されました（詳細は別紙参照）。

その結果、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成21年9月30日付け沖縄総合事務局長公示第61号、令和6年4月5日一部改正）3. 及び4. (1) ④に該当することとなったことから、道路運送法第40条に基づき一般乗用旅客自動車運送事業の事業停止及び輸送施設の使用停止処分を行ったところです。

＜問い合わせ先＞
運輸部監査指導課 小谷・新垣
TEL 098-866-1837（直通）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

沖縄総合事務局運輸部監査指導課

(1)	行政処分又は命令の年月日	令和6年6月10日
(2)	事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	丸一タクシー合同会社 代表者 上原 盛春 (法人番号010001309) 沖縄県石垣市字登野城2-36
(3)	当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県石垣市字登野城2-36
(4)	行政処分又は命令の内容	事業の停止処分30日及び輸送施設の使用停止(60日車)
(5)	主な違反条項	道路運送法第23条第1項
(6)	監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和6年4月19日、長期監査未実施を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。 (1)運行管理者の選任違反(道路運送法第23条第1項) (2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項) (3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) (4)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7)	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 36点 (当該営業所) 36点